

第 6 次横浜市住宅政策審議会の市民委員を 2 名募集します！ ～住生活基本計画の見直しについて審議します～

横浜市住宅政策審議会は、横浜市の総合的かつ長期的な住宅政策に関し、調査審議する市長の諮問機関として設置された審議会です。審議会においては、横浜市の住宅政策に係る事項について、市民の皆様からの幅広いご意見等をいただくために、審議会の市民委員 2 名を公募します。

今回の審議に際しては、横浜市の住宅施策の基本的な計画である横浜市住生活基本計画の見直しについて、幅広く審議していただく予定です。

募 集 概 要

1 応募の条件

次の全ての項目に該当する方

- ▼横浜市にお住まいで、20 歳以上の方
- ▼これまでに住まい・まちづくりに関する活動を行ったことがある等住宅政策に関心のある方
- ▼平日の日中又は夜間に開催される審議会に出席できる方
(第 1 回は、平成 28 年 4 月頃を予定)



2 募集人数 2 名

3 任期 任命した日より 2 年間

4 応募方法

応募用紙(区役所広報相談係、市役所市民情報センターで配布)に住所、氏名など必要事項のほか、小論文「今までに住宅に関わった事項と住宅政策で関心のある事項」(800 字程度)を記入の上、郵送か E-mail にてお送りください。

応募用紙は、横浜市建築局のホームページからも入手できます。

URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/seisaku/housdeli/>

5 応募期間 平成 28 年 2 月 1 日 (月) から平成 28 年 2 月 29 日 (月) まで (必着)

6 選考方法

応募の際に記載していただきました小論文「今までに住宅に関わった事項と住宅政策で関心のある事項」により選考します。選考結果につきましては、3 月下旬頃に応募者全員へ郵送でお知らせします。

7 その他

- ▼開催回数については、2～3 か月に 1 回程度の割合で開催する予定です。また、必要に応じて、別途、専門部会を開催する予定です。
- ▼審議会の出席に対して、報酬(交通費含む)をお支払いします。
- ▼応募していただいた小論文は、返却いたしませんのでご了承ください。

お問合せ先

建築局住宅政策課長 鈴木 章治 Tel 045-671-2917

【裏面あり】

参 考

<横浜市住宅政策審議会条例の概要>

- (1)設置の目的：多様な市民ニーズや社会情勢の変化に対応しながら、本市の総合的かつ長期的な住宅政策に関し調査審議するため、市長の諮問機関として設置。
- (2)組 織：審議会は、委員 25 人以内をもって組織。必要に応じて専門部会を設置。
- (3)委 員：学識経験のある者、横浜市会議員、公共的団体の職員、その他市長が必要と認める者。
- (4)任 期：2 年

<過去の審議会開催状況>

- (1) 横浜市営住宅における供給と管理のあり方 諮問：H7/12/8 答申：H8/10/14
- (2) 横浜市における今後の民間住宅施策のあり方について 諮問：H9/7/23 答申：H12/12/12
- (3) 横浜市における今後の住宅施策のあり方について 諮問：H16/9/10 答申：H18/3/29
- (4) 横浜市における新たな住宅施策のあり方について 諮問：H22/7/16 答申：H23/12/13
- (5) 時代の変化を踏まえた市営住宅及び高齢者向け住宅等の今後の役割と供給の考え方について 諮問：H26/7/22 答申：H27/11/24

《ホームページ》

『横浜市住宅政策審議会』で検索

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/seisaku/housdeli/>